

令和 8 年 版

ディスクロージャー誌





はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A九個荘は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた「令和8年版ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

また、当J Aが取り組んでおります、自己改革の実践状況についても記載しております。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月 九個荘農業協同組合

J Aのプロフィール

◇設 立	昭和23年4月	◇組合員数	1,307人
◇本所所在地	寝屋川市高柳	◇役員数	18人
◇出 資 金	3億円	◇職員数	30人
◇総 資 産	411億円	◇支所数	1
◇単体自己資本比率	21.25%		

※令和8年3月31日現在

JA九個荘ディスクロージャー

目 次

ごあいさつ	5
1. 経営理念	5
2. 経営方針	6
〈参考〉内部統制システム基本方針	6
3. 経営管理体制	8
4. 事業の概況	8
5. 農業振興活動	11
6. 地域貢献情報等	11
7. リスク管理の状況	12
8. 主な事業の内容等	23
〈参考〉自己改革実践状況報告等	28

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	32
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	36
4. 注記表	38
5. 剰余金処分計算書	44
6. 部門別損益計算書	45
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	49
8. 会計監査人の監査	49

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	50
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	52
4. 受取・支払利息の増減額	52

III 事業の概況

1. 信用事業	53
(1) 貯金に関する指標	53
① 貯金の科目別期末残高	
② 貯金の科目別平均残高	
③ 定期貯金の金利条件別内訳残高	
(2) 貸出金等に関する指標	54
① 貸出金の科目別期末残高	
② 貸出金の科目別平均残高	
③ 貸出金の金利条件別内訳残高	
④ 貸出金の担保別内訳残高	
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高	

⑥ 貸出金の使途別内訳残高	
⑦ 貸出金の業種別残高	
⑧ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却等の額	
(3) 為替業務等取扱実績	59
① 内国為替取扱実績	
② 公共債の引受額・公共債窓販実績	
③ オフ・バランス取引の状況	
(4) 有価証券に関する指標	59
① 有価証券の種類別平均残高	
② 商品有価証券の種類別平均残高	
③ 有価証券の残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	61
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	62
① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業取扱実績	63
(1) 長期共済保有高	63
(2) 医療系共済の共済金額保有高	63
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	64
(4) 年金共済の年金保有高	64
(5) 短期共済新契約高	64
3. 購買事業取扱実績	65
(1) 受託購買品	65
(2) 買取購買品	65
4. 販売事業取扱実績	66
(1) 受託販売品	66
(2) 買取販売品	66
5. 指導事業	66
6. 宅地等供給事業	66
IV 経営諸指標	
1. 利益率	67
2. 貯貸率・貯証率	67
3. 職員一人当たり指標	67
4. 一店舗当たり指標	67

V 自己資本の充実の状況等

《定性的な開示事項》

1. 自己資本比率の状況等	68
2. 信用リスクに関する事項	68
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	69
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針 及び手続の概要	70
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	70
6. CVAリスクに関する事項	70
7. マーケット・リスクに関する事項	70
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	70
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	70
10. 金利リスクに関する事項	71

《定量的な開示事項》

1. 自己資本の構成に関する事項	72
2. 自己資本の充実度に関する事項	74
3. 信用リスクに関する事項	79
4. 信用リスク削減手法に関する事項	88
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	88
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	88
7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	89
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	89
9. 金利リスクに関する事項	89

【JAの概要】

1. 機構図	90
2. 役員一覧	91
3. 会計監査人の名称	91
4. 組合員数	92
5. 組合員組織の状況	92
6. 特定信用事業代理業者の状況	92
7. 地区一覧	93
8. 沿革・あゆみ	94
9. 店舗一覧	94

【参考】

開示項目一覧	95
--------------	----

※1. 本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

ごあいさつ

平素は当JAの各事業に対し格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度のわが国経済は、企業部門の堅調さを背景に、景気は緩やかな回復基調を維持しております。設備投資は過去最高を更新し、企業活動は引き続き活発であります。また、春闘における賃上げ率も昨年を上回り、33年ぶりの高水準となるなど、賃金上昇の動きが広がりを見せております。

一方で、食料品を中心とした物価上昇が続く、家計の実質購買力が伸び悩むなど、個人消費の回復にはなお時間を要する状況にあります。

農業情勢におきましては、気候変動の影響が年々顕著となり、異常気象への対応力がこれまで以上に求められております。加えて、肥料・飼料価格の高止まりや人手不足など、JAや農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあります。

このような厳しい状況の中、当JAでは、「持続可能な大阪農業の振興」、「協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かな暮らしの実現（組織基盤強化）」、「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」、「協同組合らしい人づくり」、「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つの柱に取り組むため、令和7年度に設定しました第8次中期経営計画（令和7年度から令和9年度）の初年度にあたり、組合員・利用者の温かいご支援、ご協力をいただきながら役職員が一丸となって『自己改革』に挑戦し着実に実行してまいりました。

また、令和8年度も様々な『自己改革』の取り組みに挑戦し、総合事業機能を発揮した健全・堅実なJA経営を維持し、組合員・利用者の信頼と期待にお応えできるよう、役職員一丸となり、努力していく所存でございます。

なお、本誌は当JAの経営方針や事業内容、経営内容等を詳細に開示することにより、利用者の皆さま方に当JAへの理解をより一層深めて頂き、今後も安心してご利用いただくための資料として作成したものであります。本誌により皆さま方とJA九個荘との結びつきがより強固なものになれば幸いかと存じます。

最後になりましたが、組合員・利用者の皆さま方におかれましては、今後とも、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

九 個 荘 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 玉 川 好 裕

1. 経営理念

人と人との“つながり”を大切にし、
みなさまと“想い”をともにするJA

2. 経営方針

◇「農業者の所得増大」「農産物の品質の向上」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農産物の品質の向上」を達成するため、肥料や農薬など生産資材の低コスト商品の集約や予約購買を継続的に推進し、価格の引き下げに取り組みます。また農産物栽培講習会の開催や個別訪問による営農指導の実施、土壌分析に基づく適正施肥や農薬の安全使用を周知し、農産物の品質向上を図ります。

◇「地域の活性化」への貢献

総合事業（指導・販売・購買、信用、共済等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

◇健全経営のための取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

また、農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

そして、自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、営農に関する資格取得者の奨励など人材育成を通じ、経済指導事業の体制を強化します。

◇信頼と期待に応える経営

当ＪＡは、「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

また、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、理事会において決議した以下の「内部統制システム基本方針」等に基づき、内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

<参考>

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
 - ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前的・事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合における業務の適正を確保するための体制
- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

以上

附則

この基本方針は、平成31年2月28日から実施する。

3. 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

ＪＡの業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性の理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当ＪＡの令和6年6月22日開催の第76回通常総会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項1号の理事構成要件を満たしております。

4. 事業の概況

(1) 全般的な状況

令和7年度のわが国経済は、賃上げ率が2年連続で5%を超えたことを背景に「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」へ移行する段階に入りました。景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復していると考えられます。

一方で、潜在成長力の伸び悩み、世界経済の先行きには不透明感、物価高で個人消費等は力強さを欠き、地方や中小企業まで景気回復の実感は広がっていないという課題も抱えています。

農業情勢におきましては、農業従事者の減少や高齢化、担い手不足、記録的な気温上昇による「米」・「農産物等」への高温障害と国内農業への影響は深刻なものとなりました。

金融情勢では、日本銀行は政策金利を中立的な水準に向けて段階的に調整し、今後も経済・物価の動向に応じて利上げが続く可能性がある状況となっております。

ＪＡ九個荘では、第8次中期経営計画（令和7年度から令和9年度までの3ヵ年）の初年度として、地域に根差した協同組合とＪＡの総合事業を好循環させることで組合員・利用者の豊かな暮らしの実現をめざして取り組んだ結果、一部の事業目標は未達成となりましたが、組合員の皆さまには各事業へのご支援ご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

(2) 事業別の状況

① 経済指導事業

令和7年度は、「環境に配慮した農業の実現」「各種協同活動の実践による協同組合としての強みの発揮」等の実践方策に取り組みました。また大阪農業の持つ多面的機能を十分に発揮し、組合員組織の「強化・支援」を行い、協同組合としての団結力を深めることを目指し、「指導」「販売」「購買」等の各事業活動に取り組んでまいりました。

1. 指導事業

① 農産物の品質向上

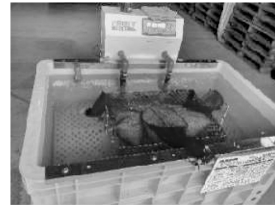
土壌分析や水稻講習会を実施し、米・野菜等の出荷数量の増加に向けた適正施肥に取り組みました。



「水稻講習会」

② 農業者支援

農作業受託の幹旋、水稻種子の温湯消毒、
ＪＡ大阪東部との共同事業による「水稻苗」栽培等
に取り組みました。



「温湯消毒」



「水稻苗」栽培

③ 農家所得向上

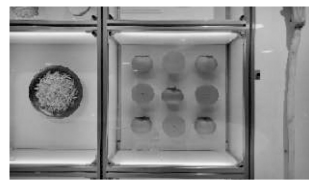
催事等へ積極的に参加をし、多くの市民に地元の野菜を提供し地元農産物をアピールすることができました。

主な催事

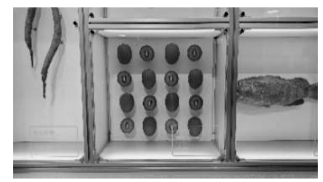
- ・ 農業研究クラブによる「新鮮野菜の朝市」
- ・ トラック市
- ・ 寝屋川市農業まつり
- ・ 「大阪関西万博２０２５」への農作物サンプル提供(柿・キウイ)
- ・ ＪＡ大阪中央会による「やるやんか！大阪フレッシュマルシェ」
- ・ 寝屋川市保育園へ地元産米の供給



<寝屋川市農業まつり>



大阪関西万博２０２５への農作物サンプル提供



④ 組合員の生活・部会支援

土地建物の有効活用相談、組合員対象による健康診断、各組合員組織への助成等を実施いたしました。



農業研究クラブ
「新鮮野菜の朝市」



女性会
「投扇興大会」



不動産経営研究会
視察旅行

2. 販売事業

温暖化や米価格高騰の影響もありましたが、米生産者のご協力により米出荷数量は609袋となり、販売事業取扱目標額400万円に対して729万円となりました。



出荷米の検査

3. 購買事業

予約購買の価格引下げ、肥料・農薬の予約購買の推進、水稻苗・野菜苗の販売に努め、購買事業取扱目標額3,700万円に対して4,121万円となりました。

4. 宅地等供給事業

住宅建築やリフォームまた賃貸管理を行い、宅地等供給事業取扱目標額400万円に対して534万円となりました。

② 信用事業

令和7年度は、「人と人との“つながり”を大切にする」当組合の経営理念に基づき、オンリーワン戦略※の実践徹底と定着を図り、「地域で一番頼れる金融機関」を目指し取り組んでまいりました。

※ オンリーワン戦略とは、組合員・利用者との対話を通じた情報の収集と分析により、個別最適なタイミングで、より最適な提案（マネーライフプラン提案）を行い、とにかくお役に立つという姿勢（十分な情報の分析・適時適切な提案）によって組合員利用者との間に満足感や深い信頼感を寄せていただけるような関係性を構築することにより、確かな経営基盤を確立することです。

1. オンリーワン戦略の実践徹底と定着

- ・組合員・利用者との対話を通じた情報収集と分析により、適時かつ個別に最適な提案活動（マネーライフプランの提案）を実践し、信頼関係強化に取り組みました。
- ・貯蓄キャンペーンや年金指定口座の獲得等により、店舗周辺の各種シェア率の向上に取り組みました。
- ・営農経済部門との連携により、農業メインバンク機能の強化に努めました。

2. 業務態勢の構築・強化

- ・渉外担当者による組合員・利用者への相談業務活動等を通じ、利用者本位の提案活動に取り組みました。
- ・非対面取引（J Aバンクアプリ）を活用した税金等の収納を促進し、組合員・利用者の利便性向上に取り組みました。
- ・住宅ローン・マイカーローンの推進強化に取り組み収益性の改善を図りました。

3. 人材の育成

- ・職務階層に応じた各種専門研修会へ参加しスキルの向上に取り組みました。
- ・コンプライアンス部署と連携し、事務堅確性の向上に取り組みました。

しかしながら、相続による貯金の流失、他の金融機関との競合等の影響により、期末貯金残高目標額387億円に対して、377億円となりました。

③ 共済事業

令和7年度の実践方策4項目

1. 組合員・利用者本位の保障・サービスの提供
2. シニア層へのお役立ち情報の提供をきっかけとした次世代との接点構築
3. 推進体制の強化
4. コンプライアンス態勢の強化

を基軸とし、訪問活動を主体とした「3Q活動」※1による「組合員・利用者本位の保障・サービスの提供」を通じ組合員・利用者との関係構築を図り、「ほっとバトン活動」※2を通じ次世代とのつながる活動を実践し「次世代との接点構築」と「長期共済保有契約高の維持・管理」に向けて推進体制の強化に取り組んでまいりました。

その結果、長期共済新契約は目標額30億円に対して30億88百万円の実績となり、長期共済保有契約高は650億68百万円となり、期首より増加いたしました。

※1 3Q活動

「ありがとう（サンキュー）の気持ち」を込めた活動を行います。

「3つのQ（質問）」を行い、必要であれば、契約内容の説明や保障点検を通じて、さらなる安心をお届けするものです。

※2「ほっとバトン活動」

組合員・利用者である「シニア層」とこれまで育んできた「安心」という信頼感を「次世代」へ受け継ぐ活動

5. 農業振興活動

『農業関係の持続的な取り組み』

当JAでは次世代への農業周知・関心育成のため、管轄地区内の小学校での農業体験学習の実施や給食材料の供給・提供をはじめ、行政及び近隣JAと連携した寝屋川市農業まつりへの参加や、地産地消運動の取り組みとして、地元農家の皆さんで結成された九個荘農業研究クラブによる地場産農作物提供の朝市を開催しております。また、農業従事者の高齢化・後継者不足等に対しては、農作業受託業者の斡旋、安心安全な農産物の提供のため、生産履歴記帳運動の普及推進や、環境保全を考えた温湯種子消毒の実施、土壌分析による適正施肥の指導等について、従来から取り組んでおります。

また、平成28年度以降内容を充実した取組みは、SAA（スーパーアグリアドバイザー）※1、AA（アグリアドバイザー）※2の増員を図り、農業経営指導と生産指導の強化に努めています。

さらに、農業研究クラブの会員と連携し地元農産物の販売や、農家に対する個別訪問を実施し、お米や野菜の栽培指導により農産物品質向上を図るなど、地域農業の振興に取り組んでおります。

※1 SAA（スーパーアグリアドバイザー）

営農に関する専門的知識と技術の習得を図り、営農や経済のリーダーとして営農部門の人材養成のため認証試験を実施し、合格者を認証する制度

※2 AA（アグリアドバイザー）

組合員等の営農活動全般にわたり、適切な指導・アドバイスを行うことができる基礎的知識と技術の習得を目指し、一定のカリキュラム修了者を認証する制度

『地域密着型金融への取り組み』

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取組みをご支援できるよう努めます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議し、信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

6. 地域貢献情報等

『全般に関する事項』

当JAは、寝屋川市を事業区域として農業者を主体とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関であります。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

『地域からの資金調達の状況』

当JAの令和8年3月末の貯金残高は37,740百万円で、組合員や地域の皆さまの計画的な資金作りをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています。

『地域への資金供給の状況』

当JAの令和8年3月末の貸出金残高は3,655百万円で、当JAの資金は、その大半が組合員や地域の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を財源としております。当JAでは健全な事業を営む農業者等地域のお客様に対して必要な資金を供給していくことを重要な役割のひとつと確信し、お客様の特性および事業の状況等を勘案し、できる限り柔軟に対応して資金を必要とする組合員や地域の皆さま、地方公共団体等にご利用いただいております。

『文化的・社会的貢献に関する事項』

- 農業まつりへの参加 ○ 税務相談の幹旋 ○ ホームページによる情報提供
- 小学校での農作業体験 ○ 農作業の受託幹旋
- 女性会・年金友の会・農業研究クラブ等の各組合員組織への助成・促進 ○ 地域の清掃活動
- 小・中学校へ家の光・ちゃぐりんを贈呈 ○ 農業に関する出張授業の実施（管内小学校）

7. リスク管理の状況

〔リスク管理の体制〕

◇ リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に管理課審査係を設置し支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

１ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「ＪＡ大阪システム利用事務手続」を策定しています。

2 事務リスク管理

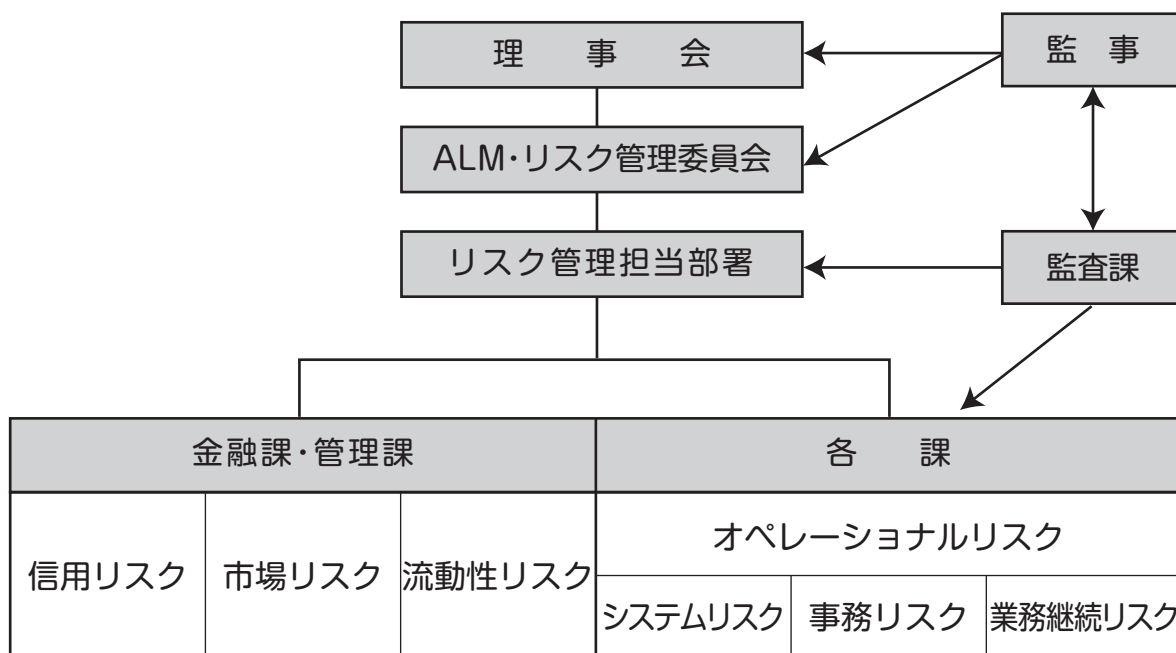
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

3 業務継続リスク管理

業務継続リスクとは、自然災害等による大規模な被災や感染症の蔓延等に際し、適切な対応ができないことにより業務継続が困難になるリスクのことです。

当ＪＡでは、利用者・役職員等の人命保護を最優先とし、地域金融機関としての社会的な役割を安定的に果していくため、被害を最小限に抑えつつ、継続すべき業務を可能な限り継続または早期における復旧を図るため、「事業継続計画（ＢＣＰ）」「危機管理マニュアル」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕



〔法令遵守の体制〕

◇ コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

◇ コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています（詳細は下記をご参考ください）。

当ＪＡの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の５）および農協法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当ＪＡの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

九個荘農業協同組合 監事会

連絡先：住 所 寝屋川市高柳１丁目１番24号

部 署 名 監査課

受付監事 常勤監事 横田 泰介 宛

※ 当ＪＡの業務に関する一般的な苦情については、別途窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

※ ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

【一般苦情相談窓口】

担当部署名：管理課

◇ 利用者保護等への取り組み

当ＪＡでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。（「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください。）

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

九個荘農業協同組合
（平成22年10月1日制定）

九個荘農業協同組合（以下「当組合」という）は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※1. 本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※2. 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

◇ 利益相反管理への取り組み

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照ください）。

利益相反管理方針の概要

九個荘農業協同組合
(平成21年6月1日制定)

九個荘農業協同組合（以下、「当組合」といいます）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしがたい、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、

九個荘農業協同組合本所・管理課（Tel：072－828－4441）までご連絡ください。

◇ マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します（内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください）。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

九個荘農業協同組合
(平成31年2月28日制定)

九個荘農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書や

その他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

〔金融円滑化への取り組み〕

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。（「金融円滑化にかかる基本的方針」については、下記をご参照ください）。

金融円滑化にかかる基本的方針

当JA九個荘（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページで公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口：（電話：072-828-4441（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター(03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター(03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター(03-3581-2249)

京都弁護士会紛争解決センター(075-231-2378)

公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

兵庫県弁護士会紛争解決センター(078-341-8227)

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- 1 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- 2 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はＪＡバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・ 共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口またはＪＡ共済相談受付センター（電話：0120-536-093）にお問合せください。

〔 内部監査体制 〕

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

〔 金融商品の勧誘方針 〕

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

金融商品の勧誘方針

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

8. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、府税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」及び「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しております。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

種 類	説 明
当 座 貯 金	商取引に安全で便利な小切手・手形を振出できる事業者向けの貯金です。
普 通 貯 金	出し入れが自由で、電気・電話・ガス・水道などの公共料金の自動支払や給与・ボーナス・年金の自動受取もできる便利な貯金です。
普 通 貯 金 無利息型（決済用）	いつでも払戻が可能で、口座振替などの決済サービスも提供でき、貯金保険制度により全額保護されますが利息は付きません。
貯 蓄 貯 金	普通貯金の自由さと定期貯金の有利さを合わせた貯金です。 お預け入れ残高に応じて7段階に利率が変わります。 ＡＴＭでも入金・出金ができます。
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金が１冊の通帳にセットされ、貯める、受取る、支払う、借りるの４つの機能を備えています。不意な出費があった時、定期貯金の90%以内で最高200万円まで自動的に融資されます。
総 合 口 座 普通貯金無利息型	いつでも払戻が可能で、口座振替などの決済サービスも提供でき、貯金保険制度により全額保護されますが利息は付きません。
定 期 積 金	毎月一定の日に一定の掛金を積み立てていく貯金です。 ① そなえ得定期積金は、将来において年金受取口座の指定をご予約いただくと、利率アップの特典をつけてご契約いただけます。 ② なごみ定期積金は、年金受取口座を当農協に変更ご指定いただくと、利率アップの特典をつけてご契約いただけます。
定 期 貯 金	お預け入れは１円からでき、お預け入れ期間は１ヵ月以上で最長10年までです。複利型の期間３年、４年、５年、７年、１０年については、お預け入れから１ヵ月経てば中途解約利率により、一部解約することができます。
（ス ー パ ー 定 期）	
（期日指定定期貯金）	お預け入れから１年経過後１ヵ月以上前に通知頂ければ、全部または一部について任意の満期日を指定することができます。 利息は１年ごとの複利計算で有利です。 お預け入れ期間は１年以上、最長３年です。
（大 口 定 期 貯 金）	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。 お預け入れ期間は１ヵ月、２ヵ月、３ヵ月、６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年、７年、１０年のほか１ヵ月を超え１０年未満の間で満期日を自由に決められます。
（変動金利定期貯金）	お預け入れ期間中でも市場金利の変動によって、お預け入れの日より６ヵ月ごとに金利を見直します。 お預け入れ期間は１年、２年、３年で自動継続の取扱いもできます。 半年複利なので半年ごとにお利息が元金に加えられお得です。
（据 置 定 期 貯 金）	１万円以上1,000万円未満の金額であれば１円単位で預けることができ、据置期間（６ヵ月）経過後は、いつでも全額解約または一部支払ができます。金利は６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年とお預入期間が長いほど有利であり、半年複利で利息計算するのでとてもお得です。

◇ 貸出業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや農業者・事業者の皆様の必要な資金をご融資しております。

また、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）、日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）の融資のお取り次ぎも致しております。

種 類	説 明
事 業 資 金	マンション・ハイツ・貸倉庫・貸駐車場等の資金にご利用下さい。
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・増改築または宅地の購入等の資金にご利用下さい。
マイカーローン	自動車の購入等の資金にご利用下さい。 ご融資金額は1,000万円以内で、ご融資期間は10年以内です。
リフォームローン	住宅の増改築、車庫、造園といろんなリフォームにご利用下さい。 ご融資金額は1,000万円以内、ご融資期間は15年以内です。
教 育 ロ ー ン	入学金・授業料などお子様の教育資金にご利用下さい。 ご融資金額は1,000万円以内、ご融資期間は15年以内で、このローンには据置期間がありまして、その期間は在学期間＋6ヵ月（最長6年6ヵ月）です。

◇ 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇ 手数料一覧

（令和8年7月1日現在）

振込	当組合同一店内あてのもの		3万円未満	1件	110円
			3万円以上	1件	220円
	当組合本支所あてのもの 系統金融機関あてのもの		3万円未満	1件	220円
			3万円以上	1件	440円
	他行あてのもの	電信扱い	3万円未満	1件	550円
			3万円以上	1件	770円
		文書扱い	3万円未満	1件	550円
3万円以上			1件	770円	

ATM利用 振込 (電信扱のみ)	当組合同一店内あてのもの				無料
	当組合他店あてのもの		3万円未満	1件	110円
			3万円以上	1件	330円
	系統金融機関あてのもの		3万円未満	1件	110円
			3万円以上	1件	330円
	他行あてのもの		3万円未満	1件	440円
			3万円以上	1件	660円

ネットバンク	利用料			無 料
	振 込	当組合同一店内あてのもの		無 料
		当組合他店あてのもの	3万円未満 1件	110円
			3万円以上 1件	220円
		系統金融機関あてのもの	3万円未満 1件	110円
			3万円以上 1件	220円
		他行あてのもの	3万円未満 1件	220円
			3万円以上 1件	440円

法 人 ネットバンク	利用サービス利用料（振込・照会）			（月額）1,100円
	利用サービス利用料（振込・照会 + データ伝送）			（月額）3,300円
	振 込 振 替 総合振込 （データ伝送）	当組合同一店内あてのもの		無 料
		当組合他店あてのもの	3万円未満 1件	110円
			3万円以上 1件	220円
		系統金融機関あてのもの	3万円未満 1件	110円
			3万円以上 1件	220円
		他行あてのもの	3万円未満 1件	220円
			3万円以上 1件	440円

取 立	電 子 交 換	1通	880円
	個 別 取 立	1通 （ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は その実費を徴する。当組合本支所あてのものは無料とする。）	1,100円

その他（為替）	振 込 の 組 戻	1件	660円
	手 形 小 切 手 組 戻	1件	1,100円
	手 形 小 切 手 店 頭 呈 示	1件 （ただし 880円を超える実費を要する場合は、その実費）	880円
	不 渡 手 形 小 切 手 取 扱	1通	1,100円

貯 金 業 務	貯 金 残 高 証 明 書	1枚	220円
	取 引 履 歴 照 合 表	1件 （ただし 220円を超える実費を要する場合は、その実費）	220円
	貯 金 通 帳 の 再 発 行	1冊	550円
	貯 金 証 書 の 再 発 行	1通	550円
	キャッシュカードの再発行	1枚	1,100円
	両 替	1～100枚 当JAに口座をお持ちのお客さま	無 料
		上記以外のお客さま	550円
		101～500枚	550円
		501～1,000枚	1,100円
	金 種 指 定 払 戻	1,001枚以上	500枚ごとに550円を追加
		1～500枚	無 料
		501～1,000枚	550円
		1,001枚以上	500枚ごとに550円を追加
	硬 貨 入 金 整 理	1～500枚	無 料
		501～1,000枚	550円
		1,001枚以上	500枚ごとに550円を追加
	未 利 用 口 座 管 理	1口座	年間1,320円

保護預り	国 債	無 料
------	-----	-----

そ の 他	出資残高証明書	220円
	出資証券再発行	1通 550円

（注）手数料については、いずれも消費税込の金額です。

〔 共済事業 〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建更・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

長 期 共 済 (共済期間が5年以上の契約)	内 容 ・ 留 意 事 項
医 療 共 済 [メ デ ィ ャ ル]	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。健康で一時金のお支払いがなかった場合、健康祝金が受け取れるプランも選択できます。
終 身 共 済	万一のとき、手厚い一時金を受け取れる一生涯の保障です。「家族収入保障特約」を付加した場合、一時金に加え残されたご家族の収入保障として、年金をお受け取りいただけます。
養 老 生 命 共 済	貯蓄をしながら備えられる万一保障です。満期時には、まとまった満期共済金をお受け取りいただけます。定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
こ ど も 共 済	お子様の教育資金の備えと万一の保障です。「貯蓄性」や「保障の充実性」など、ニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。「学資金」を効率的に準備したい方へおススメの保障です。
予定利率変動型年金共済 [ラ イ フ ロ ード]	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
が ん 共 済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。がん診断時や、再発時・長期治療のとき、まとまった共済金を受け取ることができ、様々ながん治療を一生涯保障※いたします。 ※ 共済期間を終身とした場合。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方でも簡易な手続でお申込みでき、入院・手術、放射線治療を受けられたときに保障します。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方でも簡易な手続でお申込みでき、一生涯にわたって万一（死亡）の保障を確保できます。
一 時 払 終 身 共 済	まとまった資金を活用して、一生涯の万一保障と将来の安心を確保することができます。
介 護 共 済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
一 時 払 介 護 共 済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。不安の高まる高齢期も安心です。
定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で大きな万一保障を得られ、ご家族をしっかりとお守りすることができます。必要な期間だけ備えたい方のために、共済期間を様々なタイプからお選びいただけます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度※に連動したわかりやすい保障です。 ※身体障害者手帳制度
特 定 重 度 疾 病 共 済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
認 知 症 共 済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害まで幅広く保障します。一生涯の保障なので、認知症のリスクが高まる高齢期にも安心して備えることができます。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

◇ JA共済の役割

J A共済は、J AとJ A共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、J AとJ A共済連が共同でお引き受けいたします。



J A : JA共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

J A 共済連：各種の企画、開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積立てなどを行い、J Aと一体となってJ A共済事業を運営しています。

〔 農業関連事業 〕

◇ 販売事業

組合員が生産・収穫した「米」をJ Aが集荷作業を行っています。

また、組合員が収穫したばかりの新鮮な野菜を販売している「朝市」の支援を行い、農家所得の向上を図っています。（朝市の開催状況については、下記をご参照下さい）

※朝市開催日程表

本 所 ……	毎週（火曜日）	地場産新鮮野菜、お米等の販売
神田支所 ……	毎週（金曜日）	お米、卵の販売

◇ 購買事業

組合員や地域住民の皆さまに信頼できる生活物資を提供し、化成肥料や農薬などを予約購買で一括購入することによって安い価格で安定供給しております。

生産資材 …… 飼料、肥料、農薬、農業機械、自動車、石油類、建築資材等を取り扱っております。

生活物資 …… 食料品（米、生鮮食品、一般食品）、耐久消費財（補聴器、石碑、仏壇など）、衣料品、日用保健雑貨用品等を取り扱っております。

◇ 営農・生活・相談サービス

営農相談 …… 営農相談・経営指導など何でもご相談下さい。

税務相談 …… 土地の譲渡や相続・贈与・不動産所得・農業所得の確定申告など税理士がご相談に応じます。

法律相談 …… 法律問題でお困りの方には弁護士が親切、丁寧にアドバイスいたします。お気軽にご相談下さい。

登記相談 …… 土地・建物の登記申請など司法書士がご相談に応じます。

(2) J Aバンク・セーフティーネット

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティーネットで守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、

- (1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、
- (2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、
- (3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

<参考> 自己改革実践状況報告等

<参考>

当 J A では自己改革として、さまざまな取り組みを行っております。なお、令和 8 年 6 月 20 日開催の総会の資料に、その実践状況を記載しておりますので、当該資料を参考として掲載いたします。

JA九個荘自己改革工程表

JA九個荘は、これまで組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年度より実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

令和4年度からは組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みを開始し、農業者の所得増大に向けて、米の出荷者に対する米袋の提供等に取り組むほか、JAの経営基盤強化や組合員との対話・意思反映の取り組みもすすめることで、自己改革によるさらなる進化を目指しています。

今後とも、JA九個荘は地域になくてもならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

(1) 自己改革を実践するための具体的な方針

1. 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
2. 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標及び施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組みます。

特に、多様な担い手や朝市出荷者等を対象として、次のことに取り組んでまいります。

- ① 米の出荷者に対する米袋の提供
- ② 米の出荷者に対する検査手数料の助成
- ③ 朝市出荷者に対する種・肥料の提供

(①～③は数値目標を設定)

3. 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

(2) 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっております。

こうした情勢のなか、現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、販売力の強化を通じた事業伸長、効率的な施設運営を通じた費用削減等により、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

(3) 自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたJAを目指して訪問活動、准組合員アンケート等の仕組みを通じて、『「わがJA」意識を持ち、組合とともに地域を豊かにするパートナー』である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につなげるよう取り組みます。

JA九個荘自己改革工程表(数値目標)

重点項目・効果		成果・数値目標		
農業者の所得増大・農業生産の拡大				
① 米の出荷者に対する米袋の提供		令和7年度		令和8年度
想定される効果 (コスト低減)	1袋あたり	計画	500袋	500袋
	100円	実績	609袋	
<令和7年度取組結果について> 米の出荷者に対し、米袋の提供を行い、農業者所得の向上につながりました。 <効果額等> 100円(1袋あたりの金額) × 609袋 = 60千円				
② 米の出荷者に対する検査手数料の助成		令和7年度		令和8年度
想定される効果 (コスト低減)	1袋あたり	計画	500袋	500袋
	28円	実績	609袋	
<令和7年度取組結果について> 米の出荷者に対し、検査手数料の助成を行い、農業者所得の向上につながりました。 <効果額等> 28円(1袋あたりの金額) × 609袋 = 17千円				
③ 朝市出荷者に対する種・肥料の提供		令和7年度		令和8年度
想定される効果 (コスト低減)	1件あたり	計画	10人	10人
	2,500円	実績	10人	
<令和7年度取組結果について> 朝市出荷者に対し、肥料の提供を行い、農業者所得の向上につながりました。 <効果額等> 2,600円(1人あたりの金額) × 10人 = 26千円				

経営基盤の確立・強化			
稼働率をふまえた金融店舗の再編	令和7年度		令和8年度
支所のコミュニティ店舗化	計画	再編検討	再編検討
	実績	再編検討	
<令和7年度取組結果について> 引き続き支所のコミュニティ店舗化について、再編検討いたしました。			

信用事業利益の確保	令和7年度		令和8年度
年金振込口座の獲得	計画	100件	100件
	実績	103件	
＜令和7年度取組結果について＞ 年金振込口座獲得の推進を行った結果、103件の実績を獲得し信用事業利益の確保につながりました。			

組合員との対話・意思反映			
項 目	令和7年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
組合員との訪問・対話 (人数)	1,300人	1,300人 1,300人に対し訪問を行い、 有益な情報提供など組合員の 生活に役立つ活動に取り組み ました。	1,300人
准組合員アンケート (人数)	570人	136人 准組合員に対しアンケートを 実施し、ニーズの把握に努め ましたが、アンケート方法を 再検討し更なるニーズの獲得 に努めます。	560人

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		産	
科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	
(資産の部)			
1. 信用事業資産	39,040,398	38,417,641	
(1) 現金	95,375	91,080	
(2) 預金	33,981,526	33,257,090	
系統預金	33,981,526	33,257,090	
(3) 有価証券	1,036,995	1,145,062	
国債	838,827	746,768	
地方債	198,168	398,293	
(4) 貸出金	3,704,184	3,655,769	
(5) その他の信用事業資産	222,317	268,640	
未収収益	218,048	263,944	
その他の資産	4,268	4,695	
2. 共済事業資産	565	1,037	
(1) その他の共済事業資産	565	1,037	
3. 経済事業資産	7,376	9,327	
(1) 経済事業未収金	1,697	4,795	
(2) 棚卸資産	5,644	4,498	
購買品	5,644	4,498	
(3) その他の経済事業資産	34	34	
4. 雑資産	32,240	31,209	
(1) 雑資産	32,240	31,209	
5. 固定資産	499,944	491,393	
(1) 有形固定資産	499,163	490,612	
建物	176,490	176,490	
機械装置	7,825	7,825	
土地	451,781	451,781	
その他の有形固定資産	63,853	63,853	
減価償却累計額	△ 200,787	△ 209,338	
(2) 無形固定資産	780	780	
その他の無形固定資産	780	780	
6. 外部出資	2,180,085	2,180,085	
(1) 外部出資	2,180,085	2,180,085	
系統出資	2,171,385	2,171,385	
系統外出資	8,700	8,700	
7. 繰延税金資産	14,050	12,913	
資産の部合計	41,774,660	41,143,607	

(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産			
科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	
(負債の部)			
1.信用事業負債金	38,485,863	37,916,862	
(1)貯金	38,429,619	37,740,697	
(2)その他の信用事業負債	55,893	175,813	
未払費用	14,354	36,471	
その他の負債	41,539	139,342	
(3)睡眠貯金払戻引当金	351	351	
2.共済事業負債金	105,296	97,964	
(1)共済資金	59,764	54,461	
(2)未経過共済付加収入	45,390	43,245	
(3)共済未払費用	142	257	
3.経済事業負債金	3,616	2,535	
(1)経済事業未払金	3,616	2,535	
4.雑負債	102,522	96,538	
(1)未払法人税等	9,524	11,974	
(2)資産除去債務	3,970	3,970	
(3)その他の雑負債	89,027	80,592	
5.諸引当金	59,996	55,189	
(1)賞与引当金	13,070	11,768	
(2)退職給付引当金	12,869	9,345	
(3)役員退職慰労引当金	14,150	16,800	
(4)支部長退職慰労引当金	2,650	2,675	
(5)特例業務負担引当金	17,255	14,599	
6.再評価に係る繰延税金負債	83,847	83,847	
負債の部合計	38,841,143	38,252,936	
(純資産の部)			
1.組合員資本	2,881,240	2,930,675	
(1)出資金	385,789	381,713	
(2)資本準備金	106	106	
(3)利益剰余金	2,497,422	2,549,486	
利益準備金	563,000	588,000	
その他利益剰余金	1,934,422	1,961,486	
信用事業基盤強化積立金	234,000	234,000	
施設整備積立金	155,000	165,000	
特別積立金	1,390,000	1,390,000	
当期末処分剰余金	155,422	172,486	
(うち当期剰余金)	(49,984)	(63,549)	
(4)処分未済持分	△ 2,077	△ 630	
2.評価・換算差額等	52,276	△ 40,004	
(1)その他有価証券評価差額金	△ 156,741	△ 249,022	
(2)土地再評価差額金	209,018	209,018	
純資産の部合計	2,933,517	2,890,670	
負債及び純資産の部合計	41,774,660	41,143,607	

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令 和 7 年 度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1 . 事 業 総 利 益	321,094	352,448
事 業 収 益	389,546	476,302
事 業 費 用	68,452	123,854
(1) 信 用 事 業 収 益	281,702	362,089
資 金 運 用 収 益	276,173	352,380
(うち預金利息)	(214,696)	(279,940)
(うち有価証券利息)	(9,258)	(13,012)
(うち貸出金利息)	(38,697)	(46,383)
(うちその他受入利息)	(13,520)	(13,045)
役 務 取 引 等 収 益	4,444	4,647
そ の 他 経 常 収 益	1,084	5,061
(2) 信 用 事 業 費 用	38,228	87,133
資 金 調 達 費 用	30,039	78,498
(うち貯金利息)	(29,858)	(76,626)
(うち給付補填備金繰入)	(160)	(418)
(うちその他支払利息)	(20)	(1,453)
役 務 取 引 等 費 用	1,225	1,328
そ の 他 経 常 費 用	6,963	7,306
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(16)	(1)
信 用 事 業 総 利 益	243,473	274,955
(3) 共 済 事 業 収 益	82,118	80,743
共 済 付 加 収 入	74,990	73,456
そ の 他 の 収 益	7,128	7,287
(4) 共 済 事 業 費 用	3,003	2,730
共 済 推 進 費	1,402	1,248
そ の 他 の 費 用	1,601	1,482
共 済 事 業 総 利 益	79,114	78,012
(5) 購 買 事 業 収 益	16,058	20,675
購 買 品 供 給 高	14,386	18,965
購 買 手 数 料	1,543	1,590
そ の 他 の 収 益	127	118
(6) 購 買 事 業 費 用	11,354	15,353
購 買 品 供 給 原 価	11,294	15,328
そ の 他 の 費 用	60	25
購 買 事 業 総 利 益	4,703	5,321
(7) 販 売 事 業 収 益	4,462	7,292
販 売 品 販 売 高	4,462	7,292
(8) 販 売 事 業 費 用	4,178	6,820
販 売 品 販 売 原 価	4,119	6,769
そ の 他 の 費 用	58	51
販 売 事 業 総 利 益	284	471

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令 和 7 年 度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
(9) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	5,081	5,346
(10) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	22	—
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	5,058	5,346
(11) 指 導 事 業 収 入	123	154
(12) 指 導 事 業 支 出	11,665	11,815
営 農 改 善 費	10,271	10,407
生 活 改 善 費	1,250	1,250
そ の 他 の 費 用	143	157
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 11,541	△ 11,660
2 . 事 業 管 理 費	294,837	308,488
(1) 人 件 費	214,828	214,143
(2) 業 務 費	39,515	38,781
(3) 諸 税 負 担 金	11,136	12,773
(4) 施 設 費	28,422	41,888
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	935	901
事 業 利 益	26,256	43,960
3 . 事 業 外 収 益	40,214	41,328
(1) 受 取 出 資 配 当 金	35,593	35,593
(2) 賃 貸 料 入	4,537	5,095
(3) 雑 収 入	84	639
4 . 事 業 外 費 用	1,897	1,358
(1) 支 払 雑 利 息	295	278
(2) 減 価 償 却 費	64	64
(3) 雑 損 失	1,537	1,015
経 常 利 益	64,573	83,929
税 引 前 当 期 利 益	64,573	83,929
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,792	19,242
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,203	1,137
法 人 税 等 合 計	14,588	20,380
当 期 剰 余 金	49,984	63,549
当 期 首 繰 越 剰 余 金	105,438	108,936
当 期 未 処 分 剰 余 金	155,422	172,486

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令 和 7 年 度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 利 益	64,573	83,929
減 価 償 却 費	8,799	8,550
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	△ 2	—
賞 与 引 当 金 の 増 減 額(△は減少)	1,935	△ 1,301
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,323	△ 3,524
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	650	2,650
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 1,172	△ 2,656
支部長退職慰労引当金の増減額(△は減少)	50	25
信 用 事 業 資 金 運 用 収 益	△ 275,883	△ 351,973
信 用 事 業 資 金 調 達 費 用	30,039	78,498
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 35,593	△ 35,593
支 払 雑 利 息	295	278
有 価 証 券 関 係 損 益(△は益)	△ 290	△ 407
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸 出 金 の 純 増 減(△は増加)	173,282	48,414
預 金 の 純 増 減(△は増加)	570,000	700,000
貯 金 の 純 増 減(△は減少)	△ 479,018	△ 688,921
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	661	△ 426
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	34,908	97,584
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共 済 資 金 の 純 増 減(△は減少)	8,891	△ 5,302
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	157	△ 2,144
共 済 未 払 費 用 の 純 増 減(△は減少)	△ 274	115
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	87	△ 471
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	△ 386	△ 3,097
棚 卸 資 産 の 純 増 減(△は増加)	△ 1,552	1,146
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	2,085	△ 1,081
(その他の資産及び負債の純増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	1,455	2,152
その他の負債の純増減(△は減少)	3,383	△ 9,998
未払消費税等の純増減(△は減少)	△ 820	663
信 用 事 業 資 金 運 用 に よ る 収 入	273,525	306,087
信 用 事 業 資 金 調 達 に よ る 支 出	△ 22,882	△ 56,172
小 計	360,229	167,023
雑利息及び出資配当金の受取額	35,593	35,593
雑 利 息 の 支 払 額	△ 295	△ 280
法 人 税 等 の 支 払 額	△ 13,906	△ 16,792
事業活動によるキャッシュ・フロー	381,620	185,544

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 298,712	△ 199,940
固定資産の取得による支出	△ 15,495	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 314,207	△ 199,940
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	—	864
出資の払戻しによる支出	△ 3,393	△ 5,160
持分の取得による支出	△ 1,275	△ 630
持分の譲渡による収入	1,700	2,077
出資配当金の支払額	△ 11,529	△ 11,485
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,497	△ 14,334
4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	52,915	△ 28,730
5. 現金及び現金同等物の期首残高	98,985	151,901
6. 現金及び現金同等物の期末残高	151,901	123,170

4. 注記表

令和6年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
なお、当期に貸倒引当金はありません。
 - (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 支部長退職慰労引当金
支部長の退職慰労金の支給に備えて、支部長退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (6) 特例業務負担引当金
農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。
 - (7) 睡眠貯金払戻引当金
利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者等に販売する事業であり、当組合は業者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 宅地等供給事業、指導事業
当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

令和7年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
なお、当期に貸倒引当金はありません。
 - (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 支部長退職慰労引当金
支部長の退職慰労金の支給に備えて、支部長退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (6) 特例業務負担引当金
農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。
 - (7) 睡眠貯金払戻引当金
利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者等に販売する事業であり、当組合は業者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この業者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 宅地等供給事業、指導事業
当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

令和6年度 注記表

- 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。
また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

- 繰延税金資産の回収可能性
 - 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（純額） 14,050 千円
（繰延税金負債との相殺前の金額は 14,267 千円です）
 - 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和7年4月に作成した税効果会計にかかる5ヵ年利益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 貸倒引当金
 - 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 — 千円
 - 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算定方法
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

- 資産に係る圧縮記帳額
国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 125 千円であり、その内訳は、次のとおりです。
車輦運搬具 125 千円
- 担保に供している資産
為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。
- 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額は該当ありません。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額は該当ありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、

令和7年度 注記表

- 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。
また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

- 繰延税金資産の回収可能性
 - 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（純額） 12,913 千円
（繰延税金負債との相殺前の金額は 13,130 千円です）
 - 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和8年4月に作成した税効果会計にかかる5ヵ年利益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 貸倒引当金
 - 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 — 千円
 - 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算定方法
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

- 資産に係る圧縮記帳額
国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 125 千円であり、その内訳は、次のとおりです。
車輦運搬具 125 千円
- 担保に供している資産
為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。
- 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事、監事に対する金銭債権の総額 13,864 千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 — 千円
- 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額は該当ありません。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額は該当ありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、

令和6年度 注記表

再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日・・・平成12年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・38,811千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、49,856千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、33.17%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に管理課審査係を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM・リスク管理委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が5,480千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画

令和7年度 注記表

再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日・・・平成12年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・31,574千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、52,216千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、35.67%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に管理課審査係を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM・リスク管理委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%下落したものと想定した場合には、経済価値が9,475千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画

令和6年度 注記表

を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	33,981,526	33,922,750	△58,775
有価証券			
満期保有目的の債券	298,735	287,680	△11,055
その他の有価証券	738,260	738,260	—
貸出金	3,704,184	3,660,642	△43,541
資 産 計	38,722,705	38,609,333	△113,372
貯 金	38,429,619	38,318,803	△110,816
負 債 計	38,429,619	38,318,803	△110,816

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券については、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	2,180,085

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	33,981,526	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	300,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	900,000
貸 出 金	306,832	261,195	250,651	249,474	242,615	2,393,413
合 計	34,288,359	261,195	250,651	249,474	242,615	3,593,413

（※）貸出金のうち、当座貸越 17,187 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	34,611,897	662,562	2,965,414	99,381	52,845	37,517
合 計	34,611,897	662,562	2,965,414	99,381	52,845	37,517

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

令和7年度 注記表

を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	33,257,090	33,179,540	△77,549
有価証券			
満期保有目的の債券	498,802	458,990	△39,812
その他の有価証券	646,260	646,260	—
貸出金	3,655,769	3,574,042	△81,726
資 産 計	38,057,921	37,858,833	△199,088
貯 金	37,740,697	37,594,411	△146,285
負 債 計	37,740,697	37,594,411	△146,285

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券については、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	2,180,085

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	33,257,090	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	500,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	900,000
貸 出 金	294,254	256,090	255,372	249,205	233,226	2,367,620
合 計	33,551,344	256,090	255,372	249,205	233,226	3,767,620

（※）貸出金のうち、当座貸越 15,670 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	33,918,290	2,972,066	709,488	75,619	41,927	23,304
合 計	33,918,290	2,972,066	709,488	75,619	41,927	23,304

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

令和6年度 注記表

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	100,567	97,570	△2,997
	地方債	198,168	190,110	△8,058
	小 計	298,735	287,680	△11,055
合 計		298,735	287,680	△11,055

(単位：千円)

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	債 券	738,260	895,001	△156,741
	国 債	738,260	895,001	△156,741
	小 計	738,260	895,001	△156,741
	合 計	738,260	895,001	△156,741

(単位：千円)

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	9,546 千円
退職給付費用	16,820 千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	△7,296 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△6,201 千円
期末における退職給付引当金	12,869 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	341,739 千円
特定退職金共済制度	△116,210 千円
確定給付企業年金制度	△212,658 千円
未積立退職給付債務	12,869 千円
貸借対照表計上額純額	12,869 千円
退職給付引当金	12,869 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	16,820 千円
退職給付費用	16,820 千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載しておりません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2,228 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 2,228 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	3,649 千円
退職給付引当金	3,652 千円
役員退職慰労引当金	4,051 千円
特例業務負担引当金	4,922 千円
未払費用	2,097 千円
資産除去債務	1,136 千円
未払事業税	1,065 千円
支部長退職慰労引当金	756 千円
その他有価証券評価差額金	44,875 千円
その他	386 千円
繰延税金資産小計	66,593 千円
評価性引当額	△52,326 千円
繰延税金資産合計 (A)	14,267 千円

令和7年度 注記表

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	100,508	91,900	△8,608
	地方債	398,293	367,090	△31,203
	小 計	498,802	458,990	△39,812
合 計		498,802	458,990	△39,812

(単位：千円)

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)			
種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価 差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	債 券	646,260	895,282 △249,022
	国 債	646,260	895,282 △249,022
	小 計	646,260	895,282 △249,022
合 計		646,260	895,282 △249,022

(単位：千円)

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	12,869 千円
退職給付費用	16,530 千円
退職給付の支払額	△6,293 千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	△7,354 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△6,407 千円
期末における退職給付引当金	9,345 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	314,302 千円
特定退職金共済制度	△108,252 千円
確定給付企業年金制度	△196,704 千円
未積立退職給付債務	9,345 千円
貸借対照表計上額純額	9,345 千円
退職給付引当金	9,345 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	16,530 千円
退職給付費用	16,530 千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載しておりません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2,322 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 2,322 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	3,369 千円
退職給付引当金	2,675 千円
役員退職慰労引当金	4,809 千円
特例業務負担引当金	4,179 千円
未払費用	2,145 千円
資産除去債務	1,136 千円
未払事業税	1,255 千円
その他有価証券評価差額金	71,295 千円
その他	1,152 千円
繰延税金資産小計	92,020 千円
評価性引当額	△78,890 千円
繰延税金資産合計 (A)	13,130 千円

令和6年度 注記表

(繰延税金負債)	
外部出資	△217千円
繰延税金負債合計(B)	△217千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	14,050千円
(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△83,847千円
再評価繰延税金負債合計	△83,847千円
再評価繰延税金負債の純額	△83,847千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.69%
住民税均等割等	0.70%
評価性引当額の増減	△0.56%
税率変更等による影響	△0.20%
その他	△0.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.59%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は128千円増加し、法人税等調整額は128千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は2,079千円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
① 当該資産除去債務の概要	
当組合は、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。	
② 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回りを採用しております。	
③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度の期首残高	3,970千円
当事業年度の期末残高	3,970千円

(2) 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

Ⅸ. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 令和6年3月31日

現金・預金勘定	34,593,985千円
当座預金、普通預金以外の預金	△ 34,495,000千円
現金及び現金同等物	98,985千円

令和7年3月31日

現金・預金勘定	34,076,901千円
当座預金、普通預金以外の預金	△ 33,925,000千円
現金及び現金同等物	151,901千円

令和7年度 注記表

(繰延税金負債)	
外部出資	△217千円
繰延税金負債合計(B)	△217千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	12,913千円
(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△83,847千円
再評価繰延税金負債合計	△83,847千円
再評価繰延税金負債の純額	△83,847千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.33%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.92%
法人税軽減税率	△0.46%
住民税均等割等	0.54%
評価性引当額の増減	0.17%
その他	△0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.28%

Ⅶ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
① 当該資産除去債務の概要	
当組合は、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。	
② 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回りを採用しております。	
③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度の期首残高	3,970千円
当事業年度の期末残高	3,970千円

(2) 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

Ⅸ. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 令和7年3月31日

現金・預金勘定	34,076,901千円
当座預金、普通預金以外の預金	△ 33,925,000千円
現金及び現金同等物	151,901千円

令和8年3月31日

現金・預金勘定	33,348,170千円
当座預金、普通預金以外の預金	△ 33,225,000千円
現金及び現金同等物	123,170千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年度 (総会承認日 令和7年6月21日)	令和7年度 (総会承認日 令和8年6月20日)
当 期 未 処 分 剰 余 金	155,422	172,486
剰 余 金 処 分 額	46,485	56,391
(1) 利 益 準 備 金	25,000	30,000
(2) 任 意 積 立 金	10,000	15,000
信用事業基盤強化積立金	—	—
施設整備積立金	10,000	15,000
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	11,485	11,391
(出資配当率)	(3.0%)	(3.0%)
次 期 繰 越 剰 余 金	108,936	110,694

(注) 1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	信用事業基盤強化積立金
積 立 目 的	金融自由化に対応し、信用事業基盤強化に必要な資金を積立てる
積 立 目 標 額	期末貯金、定期積金総額の1,000分の6
積 立 基 準	当期剰余金額等を参酌の上、計画性のある当期積立金額を積立てる
取 崩 基 準	信用事業の基盤に重要な影響があるという事実が発生した場合に取り崩す
当 期 積 立 額	—
積 立 累 計 額	234,000,000円

種 類	施設整備積立金
積 立 目 的	店舗の老朽化・耐震工事等に対応し、当該施設整備（改修費、減価償却費、消耗備品費等）に必要な資金を積立てる
積 立 目 標 額	当該施設整備に要する費用の100%相当額
積 立 基 準	当期剰余金額等を参酌の上、計画性のある当期積立金額を積立てる
取 崩 基 準	当該年度の費用相当額を参酌の上、計画的に取り崩す
当 期 積 立 額	15,000,000円
積 立 累 計 額	180,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 4,000千円

令和7年度 4,000千円

6. 部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	合計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営 農 指導事業	共通管理 費 等
事 業 収 益 ①	389,546	281,702	82,118	12,492	13,111	123	
事 業 費 用 ②	68,452	38,228	3,004	9,855	5,700	11,665	
事 業 総 利 益 ③ (①－②)	321,094	243,473	79,114	2,637	7,411	△ 11,541	
事 業 管 理 費 ④	294,837	178,643	62,368	23,885	24,661	5,280	
(うち減価償却費) ⑤	(8,735)	(6,587)	(667)	(869)	(611)	(1)	
(う ち 人 件 費) ⑤'	(214,828)	(126,245)	(48,867)	(16,631)	(17,858)	(5,227)	
※うち共通管理費 ⑥		88,842	25,095	10,701	10,539	108	△ 135,285
(うち減価償却費) ⑦		(564)	(158)	(66)	(65)	(1)	(△854)
(う ち 人 件 費) ⑦'		(44,903)	(12,684)	(5,408)	(5,326)	(55)	(△68,376)
事 業 利 益 ⑧ (③－④)	26,256	64,831	16,746	△ 21,249	△ 17,250	△ 16,821	
事 業 外 収 益 ⑨	40,214	35,102	4,254	423	417	19	
※うち共通分 ⑩		3,026	854	364	358	4	△ 4,606
事 業 外 費 用 ⑪	1,897	1,246	352	150	148	2	
※うち共通分 ⑫		1,246	352	150	148	2	△ 1,898
経 常 利 益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	64,573	98,687	20,648	△ 20,976	△ 16,981	△ 16,804	
特 別 利 益 ⑭	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑮		－	－	－	－	－	－
特 別 損 失 ⑯	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑰		－	－	－	－	－	－
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	64,573	98,687	20,648	△ 20,976	△ 16,981	△ 16,804	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		7,576	3,393	2,858	2,977	△ 16,804	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	64,573	91,111	17,255	△ 23,834	△ 19,958		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書注記

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準：(職員数割 + 事業総利益割 + 人件費を除いた事業管理費割) の平均値

(2) 営農指導事業

配賦基準：(均等割 + 事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	合 計
共 通 管 理 費 等	65.67	18.55	7.91	7.79	0.08	100.00%
営 農 指 導 事 業	45.08	20.19	17.01	17.72		100.00%

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	41,774,660	41,197,430	196,258	61,883	35,398	1,698	281,993
総資産(共通資産配賦後)※	41,774,660	41,382,615	248,568	84,188	57,365	1,924	
(うち固定資産)	499,944	304,556	69,447	71,972	52,082	1,887	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：(職員数割 + 事業総利益割 + 人件費を除いた事業管理費割) の平均値

6. 部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	合計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営 農 指導事業	共通管理 費 等
事 業 収 益 ①	476,302	362,089	80,743	17,670	15,646	154	
事 業 費 用 ②	123,854	87,133	2,730	14,526	7,649	11,815	
事 業 総 利 益 ③ (①－②)	352,448	274,955	78,012	3,144	7,997	△ 11,660	
事 業 管 理 費 ④	308,488	198,957	64,802	19,615	19,799	5,315	
(うち減価償却費) ⑤	(8,486)	(6,967)	(279)	(753)	(486)	(1)	
(う ち 人 件 費) ⑤'	(214,143)	(131,666)	(49,384)	(13,550)	(14,316)	(5,227)	
※うち共通管理費 ⑥		106,713	27,540	8,831	8,482	167	△ 151,733
(うち減価償却費) ⑦		(403)	(103)	(31)	(30)	(1)	(△568)
(う ち 人 件 費) ⑦'		(50,218)	(12,960)	(4,156)	(3,992)	(79)	(△71,405)
事 業 利 益 ⑧ (③－④)	43,960	75,998	13,210	△ 16,471	△ 11,802	△ 16,975	
事 業 外 収 益 ⑨	41,328	36,099	4,438	392	378	20	
※うち共通分 ⑩		4,023	1,038	333	320	6	△ 5,720
事 業 外 費 用 ⑪	1,358	955	247	79	76	1	
※うち共通分 ⑫		955	247	79	76	1	△ 1,358
経 常 利 益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	83,929	111,142	17,401	△ 16,158	△ 11,500	△ 16,956	
特 別 利 益 ⑭	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑮		－	－	－	－	－	－
特 別 損 失 ⑯	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑰		－	－	－	－	－	－
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	83,929	111,142	17,401	△ 16,158	△ 11,500	△ 16,956	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		7,840	3,224	2,889	3,003	△ 16,956	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	83,929	103,302	14,177	△ 19,047	△ 14,503		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書注記

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準：(職員数割 + 事業総利益割 + 人件費を除いた事業管理費割) の平均値

(2) 営農指導事業

配賦基準：(均等割 + 事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	合 計
共 通 管 理 費 等	70.33	18.15	5.82	5.59	0.11	100.00%
営 農 指 導 事 業	46.23	19.02	17.04	17.71		100.00%

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	41,143,607	40,570,743	195,408	60,312	37,690	1,672	277,782
総資産(共通資産配賦後)※	41,143,607	40,766,108	245,825	76,479	53,218	1,977	
(うち固定資産)	491,393	309,982	66,970	67,041	45,470	1,930	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：(職員数割 + 事業総利益割 + 人件費を除いた事業管理費割) の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当JAの財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクリージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月26日

九個荘農業協同組合

代表理事組合長 玉 川 好 裕

8. 会計監査人の監査

6年度及び7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損 益 の 状 況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	390,795	385,914	394,250	389,546	476,302
信用事業収益	262,910	276,191	287,263	281,702	362,089
共済事業収益	85,547	79,893	81,634	82,118	80,743
農業関連事業収益	16,585	14,770	13,811	12,492	17,670
その他事業収益	25,753	15,060	11,542	13,234	15,800
経 常 利 益	90,929	81,817	95,908	64,573	83,929
当 期 剰 余 金	68,571	62,351	72,395	49,984	63,549
出 資 金	397,444	392,422	389,182	385,789	381,713
(出 資 口 数)	(397,444)	(392,422)	(389,182)	(385,789)	(381,713)
純 資 産 額	2,943,051	2,961,728	2,981,297	2,933,517	2,890,670
総 資 産 額	42,464,131	42,363,923	42,239,951	41,774,660	41,143,607
貯 金 等 残 高	39,115,798	39,014,244	38,908,637	38,429,619	37,740,697
貸 出 金 残 高	2,698,186	4,177,869	3,877,467	3,704,184	3,655,769
有 価 証 券 残 高	487,042	759,221	819,180	1,036,995	1,145,062
剰 余 金 配 当 金 額	11,811	11,670	11,529	11,485	11,391
出 資 配 当 の 額	11,811	11,670	11,529	11,485	11,391
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職 員 数	29	29	29	30	30
単 体 自 己 資 本 比 率	17.50%	18.52%	19.35%	20.69%	21.25%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資 金 運 用 収 益	276,173	352,380	76,207
資 金 調 達 費 用	30,039	78,498	48,459
資 金 運 用 収 支	246,134	273,882	27,747
役 務 取 引 等 収 益	4,444	4,647	202
役 務 取 引 等 費 用	1,225	1,328	102
役 務 取 引 等 収 支	3,218	3,318	100
そ の 他 信 用 事 業 収 益	1,084	5,061	3,977
そ の 他 信 用 事 業 費 用	6,963	7,306	343
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 5,878	△ 2,245	3,633
信 用 事 業 粗 利 益	243,473	274,955	31,481
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.59%	0.66%	0.07%
共 済 事 業 粗 利 益	79,114	78,012	△ 1,102
(共 済 事 業 粗 利 益 率)	0.12%	0.11%	△ 0.01%
購 買 事 業 粗 利 益	4,703	5,321	617
(購 買 事 業 粗 利 益 率)	32.69%	28.05%	△ 4.64%
販 売 事 業 粗 利 益	284	471	187
(販 売 事 業 粗 利 益 率)	6.36%	6.47%	0.11%
総 粗 利 益	321,094	352,488	31,394
(総 粗 利 益 率)	0.72%	0.79%	0.07%
事 業 粗 利 益	357,030	384,439	27,409
(事 業 粗 利 益 率)	0.81%	0.86%	0.05%
事 業 純 益	62,192	75,951	13,759
実 質 事 業 純 益	62,192	75,951	13,759
コ ア 事 業 純 益	62,192	75,951	13,759
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	62,192	75,951	13,759

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	平 均 残 高	利 息	利回り	平 均 残 高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	41,021,473	262,652	0.64%	41,558,773	339,335	0.81%
うち 預 金	36,237,399	214,696	0.59%	36,549,895	279,940	0.76%
うち 有 価 証 券	1,020,632	9,258	0.90%	1,286,723	13,012	1.01%
うち 貸 出 金	3,763,440	38,697	1.02%	3,722,154	46,383	1.24%
資 金 調 達 勘 定	40,558,339	30,019	0.07%	40,951,124	77,045	0.18%
うち 貯金・定期積金	40,558,339	30,019	0.07%	40,951,124	77,045	0.18%
うち 借 入 金	—	—	0.00%	—	—	0.00%
総 資 金 利 ざ や			0.10%			0.12%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. (注) 1. の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めております。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度 増 減 額	令 和 7 年 度 増 減 額
受 取 利 息	7,600	76,682
うち 預 金	5,254	65,243
うち 有 価 証 券	2,312	3,753
うち 貸 出 金	33	7,685
支 払 利 息	12,163	47,025
うち 貯金・定期積金	12,163	47,025
うち 借 入 金	—	—
差 引	△ 4,562	29,656

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
当 座 貯 金	706	0.00%	449	0.00%	△ 256
普 通 貯 金	13,562,769	35.29%	13,606,411	36.05%	43,642
貯 蓄 貯 金	27,468	0.07%	26,628	0.07%	△ 840
通 知 貯 金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	23,566	0.06%	33,758	0.08%	10,192
流 動 性 貯 金 計	13,614,511	35.42%	13,667,248	36.21%	52,737
定 期 貯 金	24,129,447	62.78%	23,321,693	61.79%	△807,753
定 期 積 金	584,263	1.52%	658,268	1.74%	74,005
その他の定期性貯金	101,397	0.26%	93,486	0.24%	△ 7,910
定 期 性 貯 金 計	24,815,107	64.57%	24,073,448	63.78%	△ 741,658
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合 計	38,429,619	100.00%	37,740,697	100.00%	△688,921

② 貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当 座 貯 金	717	0.00%	472	0.00%	△ 245
普 通 貯 金	13,602,288	33.53%	13,524,091	33.02%	△ 78,196
貯 蓄 貯 金	26,868	0.06%	26,976	0.06%	107
通 知 貯 金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	24,794	0.06%	25,076	0.06%	281
流 動 性 貯 金 計	13,654,668	33.66%	13,576,616	33.15%	△ 78,052
定 期 貯 金	26,195,272	64.58%	26,663,223	65.10%	467,950
定 期 積 金	598,411	1.47%	613,042	1.49%	14,631
その他の定期性貯金	109,987	0.27%	98,242	0.23%	△ 11,744
定 期 性 貯 金 計	26,903,671	66.33%	27,374,508	66.84%	470,837
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合 計	40,558,339	100.00%	40,951,124	100.00%	392,784

③ 定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 定 期	24,129,447	100.00%	23,321,693	100.00%	△807,753
変 動 金 利 定 期	—	—	—	—	—
そ の 他 定 期 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	24,129,447	100.00%	23,321,693	100.00%	△807,753

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
手 形 貸 付	18,000	0.48%	16,000	0.43%	△ 2,000
証 書 貸 付	3,668,996	99.05%	3,624,098	99.13%	△ 44,898
当 座 貸 越	17,187	0.46%	15,670	0.42%	△ 1,516
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	3,704,184	100.00%	3,655,769	100.00%	△ 48,414

② 貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付	18,942	0.50%	16,936	0.45%	△ 2,005
証 書 貸 付	3,728,876	99.08%	3,691,683	99.18%	△ 37,192
当 座 貸 越	15,621	0.41%	13,533	0.36%	△ 2,088
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	3,763,440	100.00%	3,722,154	100.00%	△ 41,286

③ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	1,693,200	45.71%	1,550,587	42.41%	△ 142,612
変 動 金 利 貸 出	2,010,984	54.28%	2,105,181	57.58%	94,197
合 計	3,704,184	100.00%	3,655,769	100.00%	△ 48,414

④ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
物的担保	貯 金 等	87,990	86,121	△ 1,869
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	1,320,018	1,394,419	74,401
	そ の 他 担 保 物	—	—	—
	計	1,408,008	1,480,540	72,531
保証	農業信用基金協会保証	620,975	640,640	19,665
	そ の 他 保 証	—	—	—
	計	620,975	640,640	19,665
信 用		1,675,200	1,534,587	△ 140,612
合 計		3,704,184	3,655,769	△ 48,414

⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
貯 金 等 有 価 証 券 動 産 不 動 産 そ の 他 担 保 物		該 当 あ り ま せ ん 。		
計				
信 用				
合 計				

⑥ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	1,728,272	46.65%	1,820,495	49.79%	92,223
運 転 資 金	1,895,749	51.17%	1,759,265	48.12%	△ 136,483
そ の 他	80,162	2.16%	76,008	2.07%	△ 4,154
合 計	3,704,184	100.00%	3,655,769	100.00%	△ 48,414

⑦ 貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
製 造 業	6,047	0.16%	5,789	0.15%	△ 258
農 業	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	6,360	0.17%	5,640	0.15%	△ 720
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業	1,228,919	33.17%	1,304,214	35.67%	75,294
各 種 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体	1,675,200	45.22%	1,534,587	41.97%	△140,612
個人(住宅・消費・納税資金等)	787,656	21.26%	805,538	22.03%	17,881
合 計	3,704,184	100.00%	3,655,769	100.00%	△ 48,414

(注) 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいております。

⑧ 主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
農 業	3,790	3,172	△ 617
うち 穀 作	—	—	—
うち 野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
うち 果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
うち 工 芸 作 物	—	—	—
うち 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
うち 養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
うち 養 蚕	—	—	—
うち そ の 他 農 業	3,790	3,172	△ 617
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	3,790	3,172	△ 617

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	3,790	3,172	△ 617
農 業 制 度 資 金	—	—	—
うち農業近代化資金	—	—	—
うちその他制度資金	—	—	—
合 計	3,790	3,172	△ 617

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

● 農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
合 計	—	—
正 常 債 権	3,707,387	3,658,712

- (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更正、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2) 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3) 要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- (注4) 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注5) 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注4に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注6) 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

● 金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
金 融 再 生 法 開 示 債 権 合 計 (A)		
保 全 額 合 計 (B)		
う ち 貸 倒 引 当 金	該 当 あ り ま せ ん 。	
う ち 担 保 保 証 等		
保 全 率 (B) / (A)		

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
令和6年度	一般貸倒引当金				
	個別貸倒引当金				
	合 計				
令和7年度	一般貸倒引当金				
	個別貸倒引当金				
	合 計				

⑫ 貸出金償却等の額

(単位：千円)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
貸 出 金 償 却 額		
貸 倒 損 失 額	該 当 あ り ま せ ん 。	
合 計		

(3) 為替業務等取扱実績

① 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	2,732	6,016,657	22,206	5,872,673	2,866	7,593,098	23,285	6,252,571
代金取立為替	1	1,000	—	—	—	—	—	—
雑 為 替	43	17,582	2	6,745	43	5,150	2	376
合 計	2,776	6,035,240	22,208	5,879,419	2,909	7,598,249	23,287	6,252,948

② 公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種 類	窓 口 販 売 実 績		引 受 実 績	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 債	10,000	34,700	—	—

③ オフ・バランス取引の状況

(単位：千円)

種 類	契 約 金 額 ・ 想 定 元 本 額	
	令和6年度	令和7年度
金 利 ス ワ ッ プ 先 物 外 国 為 替 取 引 金 利 オ プ シ ョ ン そ の 他 の 金 融 派 生 商 品	該 当 あ り ま せ ン 。	
合 計		

(4) 有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	916,901	994,886	77,985
地 方 債	103,730	291,836	188,105
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—
合 計	1,020,632	1,286,723	266,090

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

② 商品有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
商 品 国 債	該 当 あ り ま せ ん 。		
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計			

③ 有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年 度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年 度	国 債	—	—	—	—	196,307	642,520	—	838,827
	地 方 債	—	—	—	—	100,000	98,168	—	198,168
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券 投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 7 年 度	国 債	—	—	—	—	191,728	555,040	—	746,768
	地 方 債	—	—	—	—	398,293	—	—	398,293
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券 投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売 買 目 的		該当ありません。		

〔満期保有目的の債券〕

(単位：千円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	100,567	97,570	△2,997	100,508	91,900	△8,608
	地 方 債	198,168	190,110	△8,058	398,293	367,090	△31,203
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	298,735	287,680	△11,055	498,802	458,990	△39,812
合 計		298,735	287,680	△11,055	498,802	458,990	△39,812

〔その他有価証券〕

(単位：千円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	738,260	895,001	△156,741	646,260	895,282	△249,022
	国 債	738,260	895,001	△156,741	646,260	895,282	△249,022
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	738,260	895,001	△156,741	646,260	895,282	△249,022
合 計		738,260	895,001	△156,741	646,260	895,282	△249,022

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりです。

該当ありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

該当ありません。

② 残高有り投資信託口座数

該当ありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	889	7,699,931	905	7,720,193
	定 期 生 命 共 済	27	345,000	26	325,000
	養 老 生 命 共 済	303	1,552,252	288	1,315,088
	うちこども共済	211	816,900	216	779,400
	医 療 共 済	390	214,400	411	201,900
	が ん 共 済	70	24,500	70	21,500
	定 期 医 療 共 済	13	34,500	13	34,500
	介 護 共 済	138	319,372	138	331,414
	認 知 症 共 済	2	—	2	—
	生 活 障 害 共 済	2	—	4	—
	特定重度疾病共済	18	—	18	—
	年 金 共 済	936	—	933	—
建 物 系	建 物 更 生 共 済	2,543	54,871,170	2,514	55,119,130
合 計		5,331	65,061,125	5,322	65,068,726

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		—	1,544	—	1,479
		390	18,973	411	23,073
が ん 共 済		—	—	—	390
		70	430	70	1,000
定 期 医 療 共 済		13	65	13	65
合 計		—	2,039	—	1,934
		473	18,973	494	24,073

(注) 1. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(注) 2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	138	378,615	138	396,727
認 知 症 共 済	2	1,500	2	1,500
生活障害共済(一時金型)	2	7,000	2	7,000
生活障害共済(定期年金型)	—	—	2	4,000
特 定 重 度 疾 病 共 済	18	28,000	18	28,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	533	401,533	529	392,842
年 金 開 始 後	403	283,095	404	280,146
合 計	936	684,629	933	672,988

(注) 金額は、年金年額を記載しております。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	346	4,537,670	4,084	331	4,499,270	3,982
自 動 車 共 済	669	—	33,653	641	—	32,877
傷 害 共 済	444	1,320,700	139	326	967,700	129
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	40	—	54	36	—	55
自 賠 責 共 済	88	—	1,420	78	—	1,252
合 計	1,587	—	39,352	1,412	—	38,297

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」。)を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(1)受託購買品

該当ありません。

(2)買取購買品

(単位：千円)

種 類			令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
			購 買 品 取 扱 高	購 買 品 取 扱 高
生 産 資 材	飼 料		653	732
	肥 料		3,363	3,049
	農 薬		2,180	1,371
	保 温 資 材		52	60
	包 装 資 材		109	93
	農 業 機 械		5,148	4,093
	石 油 類		1,470	1,317
	自 動 車		3,783	3,811
	建 築 資 材		3,420	1,663
	そ の 他		2,474	2,512
	計		22,656	18,706
	生 活 物 資	食 料 品	米	3,967
生 鮮 食 品			2,328	2,356
一 般 食 品			1,449	1,039
衣 料 品		57	101	
耐 久 消 費 財		1,180	6,970	
日 用 雑 貨		3,142	1,095	
L P ガ ス		—	—	
そ の 他		896	348	
計		13,024	22,509	
合 計			35,680	41,216

(注) 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1)受託販売品

該当ありません。

(2)買取販売品

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
	販売品取扱高	販売品取扱高
米	4,462	7,292
麦	—	—
豆 ・ 雑 穀	—	—
野 菜	—	—
果 実	—	—
花 卉 ・ 花 木	—	—
畜 産 物	—	—
林 産 物	—	—
そ の 他	—	—
合 計	4,462	7,292

(注) 販売品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
収 益	賦 課 金	—	—
	指 導 補 助 金	—	—
	実 費 収 入	123	154
	農 産 物 検 査 料	0	0
	計	123	154
費 用	営 農 改 善 費	10,271	10,407
	生 活 改 善 費	1,250	1,250
	教 育 情 報 費	143	157
	計	11,665	11,815
収 支 差 額		△ 11,541	△ 11,660

6. 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
収 益	宅地等供給雑収入	5,081	5,346
	計	5,081	5,346
費 用	宅地等供給雑費	22	—
	計	22	—
収 支 差 額		5,058	5,346

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％、％ポイント)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.14%	0.18%	0.04%
資本経常利益率	2.11%	2.72%	0.61%
総資産当期純利益率	0.11%	0.14%	0.03%
資本当期純利益率	1.63%	2.06%	0.43%

(注) 1. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産 (除く債務保証見返) 平均残高}} \times 100$

2. 資本経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

3. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金 (税引後)}}{\text{総資産 (除く債務保証見返) 平均残高}} \times 100$

4. 資本当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金 (税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、％ポイント)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	9.63%	9.68%	0.05
	期 中 平 均	9.27%	9.08%	△ 0.19
貯 証 率	期 末	2.69%	3.03%	0.34
	期 中 平 均	2.51%	3.14%	0.63

(注) 1. 貯貸率(期末) = $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$ 3. 貯証率(期末) = $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2. 貯貸率(期中平均) = $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$ 4. 貯証率(期中平均) = $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
信 用 事 業	貯 金 残 高	1,280,987	1,258,023	△ 22,964
	貸 出 金 残 高	123,472	121,858	△ 1,614
共 済 事 業	長期共済保有高	2,168,704	2,168,957	253
経 済 事 業	購買品取扱高	479	632	153
	販売品取扱高	148	243	95

(注) 各年度末の数値を令和 6 年度・令和 7 年度ともに30人で除して算出しております。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金 残 高	19,214,809	18,870,348	△ 344,461
貸 出 金 残 高	1,852,092	1,827,884	△ 24,208
長 期 共 済 保 有 高	32,530,562	32,534,363	3,801
購 買 品 取 扱 高	7,193	9,482	2,289

(注) 各年度末の数値を令和 6 年度・令和 7 年度ともに 2 店舗で除して算出しております。

V 自己資本の充実の状況等

- ① 農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年金融庁・農林水産省告示第4号）として開示しております。
- ② 「定性的な開示事項」において、前年度と同様の内容については前年度分の記載を省略しております。

《 定性的な開示事項 》

1. 自己資本比率の状況等

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は、21.25%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

〔普通出資による資本調達額〕

項 目	内 容
発行主体	九個荘農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	381百万円（前年度385百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇ リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P.13をご覧ください。

◇ BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

通貨間の相関等は考慮していません。

- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

《 定量的な開示事項 》

特段ありません。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,869,754	2,919,283
うち、出資金及び資本準備金の額	385,895	381,819
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,497,422	2,549,486
うち、外部流出予定額 (△)	11,485	11,391
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2,077	△ 630
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	—	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,869,754	2,919,283

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	562	562
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	562	562
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	562	562
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	2,869,192	2,918,720
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,425,479	13,275,259
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	441,827	457,192
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	13,867,307	13,732,452
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ) × 100	20.69%	21.25%

(注1)「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳 (令和6年度)

(単位：千円)

	エクス ポージャー の期末残高	リス ク・ アセ ット額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
現金	95,375	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	996,707	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,877,074	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	34,194,683	6,838,936	273,557
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	237,754	146,687	5,867
（うちトランザクター向け）	—	—	—
不動産関連向け	1,170,275	686,432	27,457
（うち自己居住用不動産等向け）	33,463	9,244	369
（うち賃貸用不動産向け）	1,068,625	629,613	25,184
（うち事業用不動産関連向け）	68,187	47,573	1,902
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	3,938	787	31
信用保証協会等による保証付	620,990	61,367	2,454
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	11,600	11,600	464
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	2,419,960	5,679,668	227,186
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,168,485	5,421,212	216,848
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー）	4,654	11,635	465

(令和6年度)

(単位：千円)

		エクス ポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	246,821	246,821	9,872
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計		41,628,359	13,425,479	537,019
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		41,628,359	13,425,479	537,019
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		441,827		17,673
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		13,867,307		554,692

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳
(令和7年度)

(単位：千円)

	エクス ポージャー の期末残高	リス ク・ アセ ット額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
現金	91,080	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	996,996	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,937,345	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	33,515,321	6,703,064	268,122
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	254,144	170,245	6,809
（うちトランザクター向け）	—	—	—
不動産関連向け	1,082,873	640,643	25,625
（うち自己居住用不動産等向け）	27,192	7,195	287
（うち賃貸用不動産向け）	992,038	588,898	23,555
（うち事業用不動産関連向け）	63,642	44,549	1,781
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	4,695	939	37
信用保証協会等による保証付	784,206	77,357	3,094
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	11,600	15,080	603
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	2,410,764	5,667,929	226,717
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,168,485	5,421,212	216,848
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー）	2,958	7,395	295

(令和7年度)

(単位：千円)

		エクス ポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所 要 自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	239,321	239,321	9,572
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計		41,089,029	13,275,259	531,010
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		41,089,029	13,275,259	531,010
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		457,192		18,287
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		13,732,452		549,298

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	441,827	457,192
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	17,673	18,287
B I	294,551	304,794
B I C	35,346	36,575

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高			延滞エク スポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			延滞エク スポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等		うち債券			
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	18,000	18,000	—	—	24,420	24,420	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	150	—	—	—	150	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	2,383,972	—	—	—	2,382,870	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲食・サービス業	6,047	6,047	—	—	5,789	5,789	—	—
個人	日本国政府・ 地方公共団体	2,873,782	1,678,366	1,195,415	—	2,934,342	1,537,488	1,396,853	—
	上 記 以 外	33,996,289	1,705	—	—	33,317,081	—	—	—
	個 人	2,003,267	2,003,267	—	—	2,091,015	2,091,015	—	—
	そ の 他	346,850	0	—	—	333,360	0	—	—
	業 種 別 残 高 計	41,628,359	3,707,387	1,195,415	—	41,089,029	3,658,712	1,396,853	—
	1 年 以 下	34,012,540	20,856	—		33,338,090	23,908	—	
	1 年 超 3 年 以 下	38,029	38,029	—		17,795	17,795	—	
	3 年 超 5 年 以 下	106,871	106,871	—		108,815	108,815	—	
	5 年 超 7 年 以 下	53,675	53,675	—		1,555,657	1,555,657	—	
	7 年 超 1 0 年 以 下	2,059,043	1,760,546	298,496		696,987	96,472	600,515	
1 0 年 超	2,607,128	1,710,210	896,918	2,636,638		1,840,299	796,338		
期限の定めのないもの	2,751,070	17,197	—	2,735,044		15,763	—		
残存期間別残高計	41,628,359	3,707,387	1,195,415	41,089,029		3,658,712	1,396,853		

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

(注3) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注4) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(注5) 当JAでは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
		期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金				—					—		
個別貸倒引当金											
法人	農 業										
	林 業										
	水 産 業										
	製 造 業										
	鉱 業										
	建設・不動産業										
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	運輸・通信業										
	金融・保険業										
	卸売・小売・飲食・サービス業										
	日本国政府・地方公共団体										
	そ の 他										
	個 人										
合 計											

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
法人	農 業		
	林 業		
	水 産 業		
	製 造 業		
	鉱 業		
	建設・不動産業		
	電気・ガス・熱供給・水道業		
	運輸・通信業		
	金融・保険業		
	卸売・小売・飲食・サービス業		
	日本国政府・地方公共団体		
	そ の 他		
	個 人		
業 種 別 計			

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重 平均値
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
現 金	0	95,375	—	95,375	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	996,707	—	996,707	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,877,074	—	1,877,074	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	34,194,683	—	34,194,683	—	6,838,936	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	237,754	—	148,035	—	146,687	99
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20~150	1,170,275	—	1,143,732	—	686,432	60
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	33,463	—	26,413	—	9,244	35
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	1,068,625	—	1,049,355	—	629,613	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	68,187	—	67,962	—	47,573	70
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く）	50~150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	3,938	—	3,938	—	787	20
信用保証協会等による保証付	0~10	620,990	—	613,671	—	61,367	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

令和6年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重 平均値
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
株 式 等	250~400	11,600	—	11,600	—	11,600	100
共 済 約 款 貸 付	0	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	100~1250	2,419,960	—	2,419,960	—	5,679,668	235
(うち重要な出資の エクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及 びその他外部TLAC関 連調達手段に該当する もの以外のものに係る エクスポージャー	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対 象資本調達手段に係る エクスポージャー)	250	2,168,485	—	2,168,485	—	5,421,212	250
(うち特定項目のうち 調整項目に算入され ない部分に係る エクスポージャー)	250	4,654	—	4,654	—	11,635	250
うち総株主等の議決権 の百分の十を超える 議決権を保有している 他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連 調 達 手 段 に 係 る エクスポージャー	250	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議 決権を保有していない 他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連 調 達 手 段 に 係 る エクスポージャー	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外の エクスポージャー)	100	246,821	—	246,821	—	246,821	100
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化 適 用 分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権 証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみ なし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象 資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る 経過措置によりリスク ・アセットの額に算入 されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・ ア セ ッ ト の 額)	—	—	—	—	—	13,425,479	—

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

令和7年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重 平均値
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
現 金	0	91,080	—	91,080	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	996,996	—	996,996	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,937,345	—	1,937,345	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	33,515,321	—	33,515,321	—	6,703,064	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	—	—	—	—	—	—
(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	254,144	—	171,145	—	170,245	99
(うちトランザクター向け)	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	1,082,873	—	1,065,699	—	640,643	60
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	27,192	—	20,559	—	7,195	35
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	992,038	—	981,497	—	588,898	60
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	63,642	—	63,642	—	44,549	70
(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く)	50～150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	4,695	—	4,695	—	939	20
信用保証協会等による保証付	0～10	784,206	—	773,576	—	77,357	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

令和7年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重 平均値
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
株 式 等	250~400	11,600	—	11,600	—	15,080	130
共 済 約 款 貸 付	0	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	100~1250	2,410,764	—	2,410,764	—	5,667,929	235
(うち重要な出資の エクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及 びその他外部TLAC関 連調達手段に該当する もの以外のものに係る エクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対 象資本調達手段に係る エクスポージャー)	250	2,168,485	—	2,168,485	—	5,421,212	250
(うち特定項目のうち 調整項目に算入され ない部分に係る エクスポージャー)	250	2,958	—	2,958	—	7,395	250
(うち総株主等の議決権 の百分の十を超える 議決権を保有している 他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連 調 達 手 段 に 係 る エクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議 決権を保有していない 他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連 調 達 手 段 に 係 る エクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外の エクスポージャー)	100	239,321	—	239,321	—	239,321	100
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化 適 用 分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権 証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみ なし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象 資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る 経過措置によりリスク ・アセットの額に算入 されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・ ア セ ッ ト の 額)	—	—	—	—	—	13,275,259	—

⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後の
エクスポージャーの額
令和6年度

(単位：千円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	996,707	—		—	—	—	—		996,707				
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—	—	—	—		—				
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—		—	—	—	—		—				
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	1,877,074	—	—	—	—	—	—		1,877,074				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—	—		—				
	0%	20%		30%	50%	100%	150%	その他		合計			
国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—		—			
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	34,194,683	—	—	—	—	—	—	—		34,194,683			
	—	—	—	—	—	—	—	—		—			
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計			
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—			
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—		—		—		—		—			
株 式 等	—	—		11,600		—		—		11,600			
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	—		398		141,247		6,390		148,035				
（うちトランザクター向け）	—		—		—		—		—				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	26,413	—	—	—	—	—	—	—	26,413
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,049,355	—	—	—	—	—	1,049,355	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	67,962		—		—		—		—		—		67,962
	60%				その他				合計				
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	—				—				—				
	100%			150%			その他			合計			
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	—			—			—			—			
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—		—		—		—		—				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—		—		—		—		—				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現 金	95,375		—		—		—		—		95,375		
取 立 未 済 手 形	—		—		3,938		—		—		3,938		
信用保証協会等による保証付	—		613,649		—		—		22		613,671		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—		
共 済 約 款 貸 付	—		—		—		—		—		—		

⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後の
エクスポージャーの額
令和7年度

(単位：千円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%		100%		150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	996,996	—		—		—		—	—	996,996			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—	—	—			
国際決済銀行等向け	—	—		—		—		—	—	—			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	1,937,345	—	—	—	—	—	—		1,937,345				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計				
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—		—				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	33,515,321	—	—	—	—	—	—	—	33,515,321				
	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%		250%		400%		その他	合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—		—		—		—	—				
株式等	—	—		11,600		—		—	11,600				
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け（うちトランザクター向け）	—		126		165,229		5,790		171,145				
	—		—		—		—		—				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	20,559	—	—	—	—	—	—	—	20,559
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	981,497	—	—	—	—	—	981,497	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	63,642		—		—		—		—		—	63,642	
	60%				その他				合計				
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—				—				—				
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け（うちADC向け）	—			—			—			—			
	50%		100%		150%		その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞）	—		—		—		—			—			
	—		—		—		—			—			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	91,080		—		—		—		—		91,080		
取立未済手形	—		—		4,695		—		—		4,695		
信用保証協会等による保証付	—		773,531		—		—		45		773,576		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—		
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—		

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 および 与信相当額 の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	37,917,644	—	—	37,808,205
40%～70%	1,130,517	—	—	1,117,318
75%	398	—	—	398
80%	—	—	—	—
85%	6,047	—	—	6,047
90%～100%	142,191	—	—	141,247
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	11,600	—	—	11,600
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	39,208,399	—	—	39,084,817

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 および 与信相当額 の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	37,439,005	—	—	37,339,575
40%～70%	1,055,681	—	—	1,045,139
75%	126	—	—	126
80%	—	—	—	—
85%	5,789	—	—	5,789
90%～100%	166,062	—	—	165,229
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	11,600	—	—	11,600
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	38,678,264	—	—	38,567,460

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	341	—	—	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—	—
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—
合 計	341	—	—	—

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	2,180,085	2,180,085	2,180,085	2,180,085
合 計	2,180,085	2,180,085	2,180,085	2,180,085

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

③ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

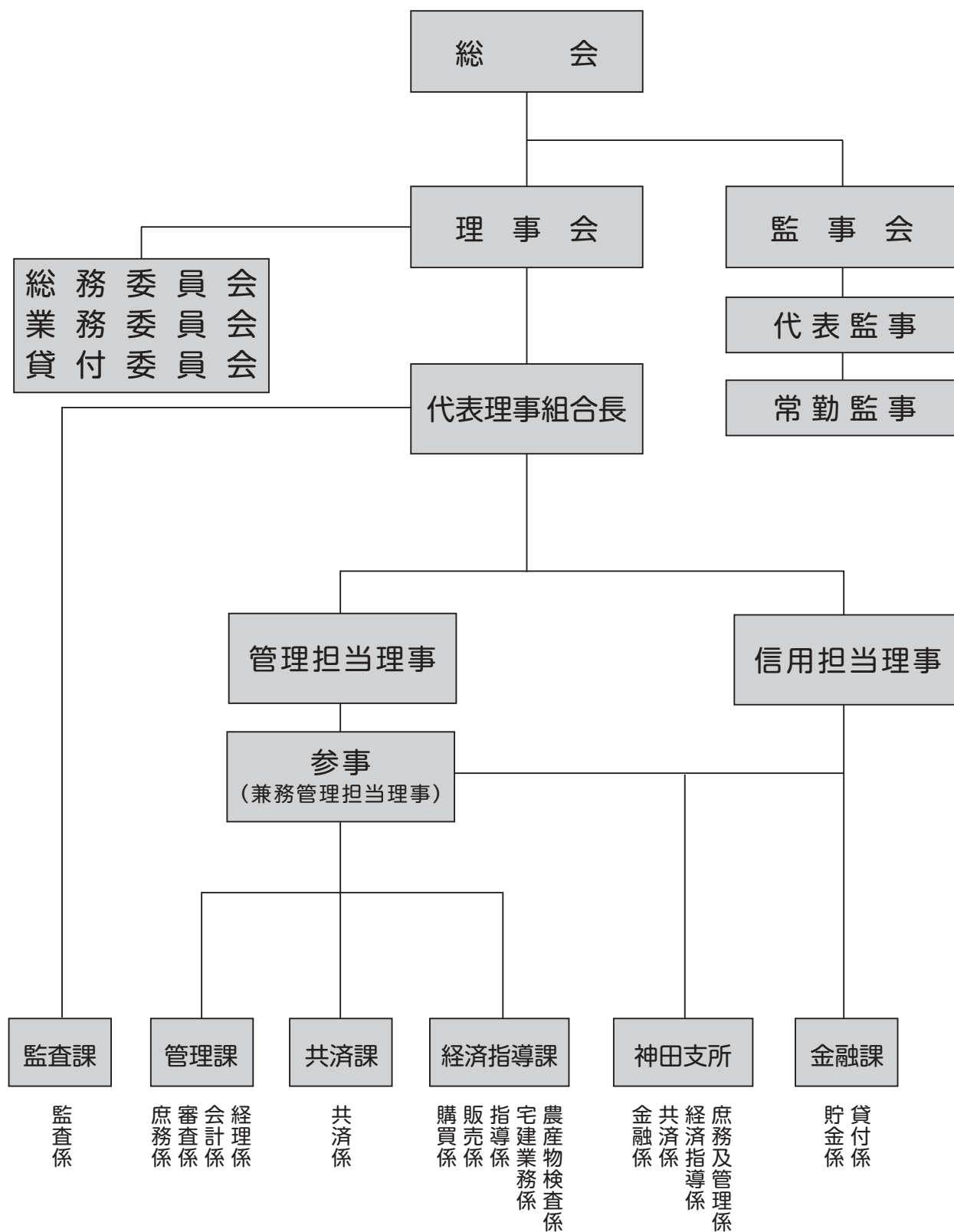
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	0	1	48	69
3	ス テ ィ ー プ 化	118	103		
4	フ ラ ッ ト 化	—	—		
5	短 期 金 利 上 昇	—	—		
6	短 期 金 利 低 下	93	79		
7	最 大 値	118	103	48	69
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	2,869		2,918	

【JAの概要】

1. 機構図

(令和8年7月1日現在)



2. 役員一覧

● 理事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代 表 権	役 職 名	氏 名	代 表 権
代表理事組合長	玉 川 好 裕	有	理 事	岡 田 和 憲	無
常 勤 理 事	白 川 真 明	無	理 事	乾 稔	無
常 勤 理 事	辻 幸 弘	無	理 事	阪 口 淳 子	無
理 事	竹 川 正 治	無	理 事	西 田 福 夫	無
理 事	石 橋 勲	無	理 事	上 野 友 子	無
理 事	滝 本 多美子	無	理 事	西 川 義 巳	無
理 事	出 橋 恒 仁	無	計 1 4 名 (うち女性 3 名)		
理 事	西 口 昭	無			

(順不同)

(注) 1. 滝本多美子氏、西口昭氏、乾稔氏、西田福夫氏、上野友子氏は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”の規定に該当する理事です。

2. 竹川正治氏、出橋恒仁氏、阪口淳子氏、西川義巳氏、玉川好裕氏、白川真明氏、辻幸弘氏は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

● 監事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表・常勤監事	横 田 泰 介		
監 事	中 谷 訓 子		
監 事	吉 田 里 士		
監 事	新 谷 秀 美	計 4 名 (うち女性 2 名)	

(順不同)

(注) 中谷訓子氏、新谷秀美氏は、農協法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	理事長 大森一幸
主たる事務所	東京都港区芝五丁目29-11

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分			令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
正組合員	個 人		591	579
	法人	農 事 組 合 法 人	－	－
		そ の 他 の 法 人	－	－
	計		591	579
准組合員	個 人		723	711
	農 業 協 同 組 合		－	－
	農 事 組 合 法 人		－	－
	そ の 他 の 団 体		17	17
	計		740	728
合 計			1,331	1,307

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
年 金 友 の 会	97
女 性 会	112
不 動 産 経 営 研 究 会	124
農 業 研 究 ク ラ ブ	20
カ ラ オ ケ 同 好 会	9

(注) 1. 当JAの組合員組織を記載しています。

2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しております。

6. 特定信用事業代理業者の状況

(令和8年7月1日現在)

区 分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者 又は事務所の所在地
特 定 信 用 事 業 代 理 業		該当ありません。	

7. 地区一覧

寝 屋 川 市 の 区 域					
池 田	打上中町	楠根南町	点 野	対馬江西町	東大利町
池田旭町	打上南町	楠根北町	下神田町	豊里町	東神田町
池田東町	打上宮前町	葛 原	下木田町	豊野町	東香里園町
池田西町	打上元町	葛原新町	昭 栄 町	○中神田町	日之出町
池田南町	梅 が 丘	国 松 町	小路北町	中木田町	平池町
池田北町	大 谷 町	黒原旭町	小路南町	成田東が丘	堀 溝
池田新町	大 利 町	黒原新町	新 家	成田東町	堀溝北町
池田中町	大利元町	黒原城内町	末 広 町	成田西町	本 町
池田本町	音 羽 町	黒原橘町	成 美 町	成田南町	松屋町
池の瀬町	春 日 町	香里新町	大 成 町	成 田 町	三井が丘
石津中町	上 神 田	香里本通町	田 井 町	南水苑町	美 井 町
石津東町	萱島桜園町	香里西之町	田井西町	錦 町	三井南町
石津南町	萱島信和町	香里南之町	太 間 町	日 新 町	美井元町
石津元町	萱島本町	香里北之町	太間東町	仁和寺町	緑 町
出 雲 町	萱島南町	郡 元 町	高 倉	仁和寺本町	御幸東町
太秦桜が丘	萱 島 東	寿 町	高 宮	寝 屋	御幸西町
太秦高塚町	川 勝 町	木 屋 町	高宮あさひ丘	寝屋川公園	明 徳
太 秦 中 町	河北中町	木屋元町	高宮栄町	寝屋北町	明 和
太秦東が丘	河北東町	幸 町	高宮新町	寝屋新町	八 坂 町
太秦緑が丘	河北西町	境 橋 町	◎高 柳	寝 屋 南	若 葉 町
太 秦 元 町	菅相塚町	桜 木 町	高柳栄町	秦 町	
宇 谷 町	北大利町	讃良東町	宝 町	八 幡 台	
打上新町	木 田 町	讃良西町	長 栄 寺 町	初 町	
打上高塚町	木田元宮	清 水 町	対馬江東町	早 子 町	

◎ 本所の所在地

○ 神田支所の所在地

8. 沿革・あゆみ

昭和 23 年 4 月	九個荘農業協同組合として組合員数818名、出資金額163,600 円、貯金高711万余円で発足。
昭和 35 年 3 月	貯金高 1 億円を突破。
昭和 38 年 12 月	鉄筋コンクリート造り 3 階建ての本所ビルの完成。
昭和 45 年 12 月	鉄筋コンクリート造り 2 階建ての神田支所ビルの完成。
昭和 55 年 3 月	貯金高100億円、長期共済保有高102億円を突破。
平成 2 年 7 月	本所東側に購買店舗兼倉庫・会議室を新築。
平成 3 年 3 月	貯金高200億円、長期共済保有高407億円を突破。
平成 7 年 3 月	貯金高250億円、長期共済保有高558億円を突破。
平成 10 年 4 月	九個荘農業協同組合として設立50周年を迎える。
平成 12 年 12 月	貯金高300億円、長期共済保有高689億円を突破。
平成 13 年 10 月	鉄骨造り 2 階建ての南農業倉庫の完成。
平成 15 年 3 月	貯金高318億円を突破。
平成 19 年 3 月	貯金高353億円を突破。
平成 20 年 4 月	九個荘農業協同組合として設立60周年を迎える。
平成 23 年 3 月	貯金高390億円を突破。
平成 30 年 4 月	九個荘農業協同組合として設立70周年を迎える。
平成 31 年 2 月	地域の防犯活動への取組みとして、防犯カメラ付きデジタル時計を設置。
令和 元 年 8 月	災害対応機能付自動販売機「農協の飲めるごはん」を設置。
令和 3 年 4 月	組合間協同事業として、JA 大阪東部と協同で水稻苗作りを開始。

9. 店舗一覧

(令和 8 年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信用	共済	購買	販売	指導	その他	CD・ATM
本 所	寝屋川市高柳1丁目1番24号	072-828-4441	○	○	○	○	○	○	1
神 田 支 所	寝屋川市中神田町18番1号	072-826-2059	○	○	○		○	○	1

【参 考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項	
業務の運営の組織	90
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	91
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	91
事務所の名称及び所在地	94
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	92
2. 組合の主要な業務の内容	
主要な業務の内容	23
3. 組合の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業の概況	8
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	50
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失	
出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高	
貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率	
法第52条第2項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数	
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア	
事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く）	51
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	51
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	
及び総資金利ざや	52
受取利息及び支払利息の増減	52
総資産経常利益率及び資本経常利益率	67
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	67
貯金に関する指標	
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均	
残高	53
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他	
の区分ごとの定期貯金の残高	54
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	54
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	54
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他	
担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分	
をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	55
使途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	55
主要な農業関係の貸出実績	56
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に	
対する割合	56
貯貸率の期末値及び期中平均値	67
有価証券に関する指標	
商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び	
貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高	60
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券	
及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分	
をいう。）の残存期間別の残高	60
有価証券の種類別の平均残高	59
貯証率の期末値及び期中平均値	67
4. 組合の業務運営に関する事項	
リスク管理の体制	12
法令遵守の体制	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11
金融ADR制度への対応	20

5. 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理	
計算書	32
債権のうちに掲げるものの額及び①～④までの合計額	57
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、② 危険債権、	
③ 三月以上延滞債権、④ 貸出条件緩和債権、⑤ 正常債権	
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託され	
た信託を含む。）に係る債権のうちに掲げるものの額及び①	
～④までの合計額	58
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、② 危険債権、	
③ 三月以上延滞債権、④ 貸出条件緩和債権、⑤ 正常債権	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が	
別に定める事項	68
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	61
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、金融等デリバテ	
ィブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
貸出金償却の額	58
会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に	
基づき会計監査人の監査を受けている旨	49

【その他の開示項目（任意開示項目）】

あいさつ	5
経営理念	5
経営方針	6
内部統制システム基本方針	6
経営管理体制	8
農業振興活動	11
地域貢献情報等	11
組合員から監事への情報提供窓口	15
利用者保護等への取組み	15
利益相反管理への取組み	16
反社会的勢力への対応	18
金融円滑化への取組み	19
手数料一覧	24
J Aバンク・セーフティーネット	28
自己改革実践状況報告	29
キャッシュ・フロー計算書	36
部門別損益計算書	45
財務諸表の正確性等にかかる確認	49
貯金の科目別期末残高	53
貸出金の科目別期末残高	54
金融再生法開示債権の状況	57
為替業務等取扱実績	59
預かり資産の状況	62
共済事業取扱実績	63
購買事業取扱実績	65
販売事業取扱実績	66
指導事業	66
その他の事業	66
職員一人当たり指標	67
一店舗当たり指標	67
組合員数	92
組合員組織の状況	92
地区一覧	93

MEMO

